

公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業

2. 事業の目的

本市では、令和 5 年 3 月に「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティを目指して脱炭素社会の実現に向けた取組みを進めている。

本事業は、電気自動車の普及を促進するため、民間事業者と連携して、公共施設に電気自動車用充電設備等の設置を図ることを目的に実施する。

3. 事業の概要

事業者は、公共施設の駐車場を活用し、電気自動車用充電設備等の設置、維持管理、補修等及び利用者への充電サービスの提供、運営を行う。

なお、本事業の詳細は、別紙「大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業概要書」（以下「概要書」という。）のとおりとする。

4. 事業期間

事業期間は、契約締結の日の翌日を起点とし、最優先交渉権者との協議において決定するものとする。

5. プロポーザル提案上限額

0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. プロポーザルの方式

プロポーザルの方式は公募型とする。

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者は、法人又は複数の法人により構成された共同事業体とし、参加表明書の提出時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申請又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (4) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、大牟田市指名停止等措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者
- (5) このプロポーザルに参加する他の提案者と大牟田市系列関係会社等の同一入札参加制限取扱要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条各号に定める関係を有するものでない者
- (6) 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない者
 - ① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している場合
 - ② 暴力団員が実質的に運営している場合
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している場合
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している場合
 - ⑤ 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している場合
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している場合
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者
- (8) 電気自動車用充電設備等の導入実績がある者
- (9) 共同事業体の場合は、代表者を定めること（単独で申請した法人が、共同事業体の構成員となること及び共同事業体の構成員である法人が他の共同事業体の構成員となることはできない。）。

8. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明手続きを行う。

なお、提出書類の不備、参加資格が確認できないものについては、参加表明書を受理しない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（書式 1）：1 部
- ② 業務実績調書（書式 2）：1 部
※業務実績が確認できるものの写しを添付すること。
- ③ 会社概要資料（様式自由 パンフレット可）：1 部
※共同事業体の場合は、構成する全ての法人について提出すること。
- ④ 国、都道府県、市（区）町村税に滞納のない証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）：1 部
- ⑤ 暴力団排除業務における「役員等名簿及び照会承諾書」：1 部
- ⑥ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：1 部

- ⑦ 共同事業体構成団体届兼委任状（書式 3）：1 部
※共同事業体の場合のみ提出すること。
- (2) 提出期限 令和 6 年 7 月 3 日（水）16 時 00 分必着
- (3) 提出方法
持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留郵便によること。
※持参する場合は、環境保全課温暖化対策担当に電話で事前に連絡をすること。
郵送する場合は、提出期限までに、環境保全課温暖化対策担当に電話で到着を確認すること。
- (4) 参加表明書の受理
参加表明手続きを行った者に対し、令和 6 年 7 月 5 日（金）までに、参加表明書の受理又は受理しなかった旨を通知する。参加表明書の受理の通知により、参加表明手続きは完了とする。
なお、通知は電子メールにて行う（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）。
- (5) 参加表明書受理後の辞退
参加表明書が受理された後に本業務を辞退する場合は、参加辞退届出書（書式 4）を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

参加表明手続きが完了した者は、以下により企画提案書等の書類を提出すること。
なお、提出書類が不備なものについては受理しない。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書類提出届（書式 5） 1 部
 - ② 企画提案書 正本 1 部、副本 8 部
※様式は自由とするが、事業費の収支内訳が確認できること。
- (2) 提出書類の書式等
- 用紙サイズは A 4 版（縦、横、いずれも可。）とする。
 - 企画提案書は、モノクロまたはカラー、いずれも可。
なお、提案者の名称は、正本 1 部の表紙にのみ記載すること。その他の企画提案書の副本には、会社ロゴ等を含めて、提案者の名称が分かるものは一切記載してはならない。
 - 企画提案書については、以下の内容につき、合計 10 ページ以内で記載すること。
 - 業務内容の詳細は「概要書」のとおり。
- (3) 提出期限
令和 6 年 7 月 22 日（月）16 時 00 分必着

(4) 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は簡易書留郵便によること。

※持参する場合は、環境保全課温暖化対策担当に電話で事前に連絡をすること。

郵送する場合は、提出期限までに、環境保全課温暖化対策担当に電話で到着を確認すること。

(5) 提出書類の受理の通知

企画提案書の受理については、プレゼンテーションの案内とともに令和 6 年 7 月 24 日（水）までに通知する。また受理しなかったものについては、その旨通知する。いずれも電子メールにて通知する（電子メールが届いた旨、返信すること。電子メールが届かない場合は、翌日以降、問い合わせること。）。

10. プレゼンテーションの実施

提案者が企画提案書の内容を説明し、提案内容等の質疑を行うためにプレゼンテーションを実施する。

なお、提出した企画提案書の内容と異なる追加提案は認めない。

(1) プレゼンテーションは令和 6 年 7 月 31 日（水）に対面形式にて実施する。

※上記はあくまで予定であり、日程等はやむを得ず変更となる場合がある。

(2) プレゼンテーションに係る時間は、1 提案者につき 20 分程度（説明および質疑応答）とする。

(3) 詳細については、プレゼンテーションの案内時に通知する。

(4) プレゼンテーションについては、本業務担当予定者が必ず出席すること。

11. 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答については、以下のとおり行う。

なお、質問の提出書類については、公募型プロポーザルに関する質問書（書式 6）による。

(1) 参加表明手続きに関する質問

令和 6 年 6 月 24 日（月）16 時 00 分までを質問提出の締切とし、随時大牟田市公式ホームページにて回答する（令和 6 年 6 月 27 日（木）最終回答）。

(2) 企画提案書提出に関する質問

令和 6 年 7 月 11 日（木）16 時 00 分までを質問提出の締切とし、随時大牟田市公式ホームページにて回答する（令和 6 年 7 月 16 日（火）最終回答）。

(3) 質問の提出方法

質問は、電子メールでの提出に限る。

※提出した事業者は、送信後、環境保全課温暖化対策担当に電話で到着を確認すること。

12. 欠格事項

本プロポーザルの全ての手続きにおいて、以下に該当することが認められた提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載を行った場合
- (2) 本業務に携わる本市の職員、審査員及び守秘を課せられた業者等に公平性、公正性を損なう接触を行った場合
- (3) 提案者の間で、談合又は他の提案者の提案の妨げとなる行為等の不正を行った場合
- (4) 本プロポーザルに関連する法律、条例、規則等に反する行為、その他不誠実な行為が認められた場合
- (5) 本要領「7.参加資格要件」(1)～(9)の参加資格要件を満たしていない事実が発覚した場合または欠くことになった場合
- (6) 本要領「8.参加表明手続き」及び「9.企画提案書等の提出」に記載している提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (7) プレゼンテーション実施日の集合時刻に集合しない場合

13. 審査方法及び評価項目

- (1) 本プロポーザルの審査は、大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業プロポーザル審査委員会（審査委員 5 名）により行う。
- (2) 審査は、提案者の提案（企画提案書及びプレゼンテーション）について行う。
- (3) 審査項目及び評価項目、配点については下表のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
1 業務遂行能力	・電気自動車用充電設備等の導入実績があるか	10
2 事業スケジュール、充電設備等の整備など	・導入スケジュールは実現可能性のあるものか	5
	・建物、既存配管等へ影響のない施工方法か	10
	・安全性に配慮した設計か	10
3 維持管理及び緊急時の対応	・市に負担のない維持管理の方法か ・故障時等に他の電気系統へ波及しない設計か ・契約満了時の充電器の取扱いは市に負担を与えないか	10
	・苦情や事故発生時等における体制が整っているか ・苦情や事故発生時等の対応は市に負担を与えないものになっているか	10
4 利用方法及び利用料金	・利用者にわかりやすい利用方法（操作性等）か ・利用者に利便性の高い決済方法か ・充電にかかる時間は適切か	10
	・利用料金は明快で適切か	10

5 地域経済への還元、市民に対する周知など	・災害時にも利用できる設備になっているか	5
	・設置した際の周知方法は優れているか	5
	・市内事業者の活用はあるか	5
	・独自の提案や工夫がされているか	10
合 計		100

- ① 各委員の審査項目の合計点のうち、最高点と最低点を除いた平均点を算出する。
- ② 本プロポーザルの審査における最低基準点は、①による審査員の評点の平均点を50点とし、これを下回る者は交渉権者とはならない。
- ③ 複数の提案者が同点（最高点）の場合、審査項目「2 事業スケジュール、充電設備等の整備など」、「3 維持管理及び緊急時の対応」、「4 利用方法及び利用料金」の順で、各項目の評価点の小計が高いものから順位付けを行う。
- ④ 本プロポーザルにおいては、提案者が1者のみの場合も審査を行う。
- ⑤ 審査は提案者の名称を伏せて行う。提案者を特定できるような企画提案書の作成及びプレゼンテーション時の発言に留意すること。なお、罰則については定めない。

14. 審査結果の通知

審査結果については、提案者に自身の評点と順位を電子メールにて通知するとともに、本市の公式ホームページに掲載する。

15. 契約候補者の決定方法

審査結果により、最優先交渉権者及び第2順位交渉権者を決定し、最優先交渉権者と業務の内容（仕様書、契約書、契約に必要な図書類）を別紙の「最優先交渉権者協議要領」に基づき協議する。

協議期間は概ね2週間とし、協議が合意に達した場合は、最優先交渉権者を契約候補者とし、契約手続きに移行する。

協議が合意に達しない場合は、第2順位交渉権者を最優先交渉権者とし、同様の協議及び手続きを行う。

第2順位交渉権者との協議が合意に達しない場合は、本プロポーザルでの契約候補者は決定しない。

※ 本プロポーザルは、提案者の順位を決定するためのものであり、提案の採用を決めるものではない。業務内容や契約金額等は交渉により決定する。

16. 全体の日程

公表	令和6年6月17日（月）
参加表明に関する質問書提出期限	令和6年6月24日（月）16時00分
参加表明に関する質問書に対する回答（大牟田市公式ホームページ）	令和6年6月27日（木）までに随時
参加表明締切	令和6年7月3日（水）16時00分
参加表明受理通知	令和6年7月5日（金）
企画提案書に関する質問書提出期限	令和6年7月11日（木）16時00分
企画提案書に関する質問書に対する回答（大牟田市公式ホームページ）	令和6年7月16日（火）までに随時
企画提案書提出締切	令和6年7月22日（月）16時00分
企画提案書受理通知及びプレゼンテーション案内	令和6年7月24日（水）
プレゼンテーション	令和6年7月31日（水）予定
審査結果発表（大牟田市公式ホームページ）及び審査結果通知書発信	令和6年8月5日（月）予定

17. 提出書類の取扱い

- (1) 本プロポーザルの実施に係る提出書類について、参加者の代表者印等の押印は不要とする（ただし、共同事業体構成団体届兼委任状を除く。）。
- (2) 提出された書類は返却しない（辞退した場合は、この限りでない。）。
- (3) 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類をいったん持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事象に係る責任はすべて参加者が負うものとする。
- (5) 本プロポーザルにおける審査を行うため、必要な範囲において提出された書類の一部又は全部の複製を作成することがある。
- (6) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市が執務上必要となる場合は、著作権の有無に関わらず、企画提案書等の一部又は全部を使用することができるものとする。

- (7) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないが、情報公開請求があった場合には、大牟田市情報公開条例（平成 15 年条例第 37 号）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。しかし、同条例第 7 条により、個人に関する情報又は事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開となる場合があるため、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ、文書により申し出ること。ただし、申し出があった該当箇所の一部又は全部の公開・非公開の取り扱いについては、本市が決定するものとする。
- (8) 本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供することは禁止する。

18.その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容及び条件を承諾したものとする。
- (3) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 本プロポーザルに関し、参加者は、本要領に定めるもののほか、法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (5) 参加者に対する説明会等は開催しない。
- (6) 本プロポーザルは、最優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容等については、提案内容を基本としつつも、当該内容を確認するものではない。
- (7) 提案は、1 者につき、1 提案限りとする。
- (8) 郵送の場合、未着・遅延等が発生した際は、原因の如何を問わず、本市は責任を負わない。
- (9) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により、本業務の内容を変更又は中止する場合がある。

【問合せ先及び書類等の提出先】

大牟田市環境部 環境保全課温暖化対策担当（南別館 2 階）

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地

電話番号 0944-41-2721（問合せ受付時間 平日 9 時～12 時、13 時～17 時）

電子メール e-kankyohozen01@city.omuta.fukuoka.jp

(書式 1)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在：

電話番号：

FAX番号：

Eメールアドレス：

担当者氏名：

参加表明書

事業等の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業

上記の業務のプロポーザルにつきまして、実施要領「7.参加資格要件」に適合することを確認のうえ、参加資格要件を証する添付書類が事実と相違しないことを誓約し、参加を表明します。

(添付書類)

1 業務実績調書（書式 2）：1 部

※業務実績が確認できるものの写しを添付すること。

2 会社概要資料：1 部

3 国、都道府県、市（区）町村税に滞納のない証明書（発行から3ヶ月以内のもの）：1 部

4 暴力団排除業務における「役員等名簿及び照会承諾書」：1 部

5 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：1 部

6 共同事業体構成団体届兼委任状（書式 3）：1 部

※共同事業体の場合のみ提出すること。

業務実績調書

業務実績の内容（本事業と類似した業務の実績を記入すること。）（※1）				
1	業 務 名			
	期 間			
	発 注 者 （※2）			
	国庫補助活用の有無（※3）	有 ・ 無	補助事業名	
	業 務 概 要 （※4）			
	業務にあたって創意工夫した点、アピールできる点等			
2	業 務 名			
	期 間			
	発 注 者 （※2）			
	国庫補助活用の有無（※3）	有 ・ 無	補助事業名	
	業 務 概 要 （※4）			
	業務にあたって創意工夫した点、アピールできる点等			

（※1） 適宜、記入欄を拡張、追加、削除して構わない。

（※2） 当該業務が委託業務の場合のみ、発注者名（例：〇〇市 等）を記入すること。

（※3） 国庫補助事業を活用した場合は、実績がわかる資料（補助金交付決定通知書の写し）等を添付すること。

（※4） 記載した各業務の実績の業務概要がわかる資料（契約書（仕様書を含む）の写し及び事業完了が確認できる書類の写し）等を添付すること。

共同事業体構成団体届兼委任状

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

共同事業体名称

代表団体 所在地

団体名

代表者氏名 (印)

電話番号

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業に係るプロポーザルの公募に参加するため、共同事業体を結成し、大牟田市との間における下記事項に関する権限を代表者に委任して申請します。

なお、当該件名の受託候補者に指名された場合は、各構成団体は業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	〈代表団体〉 所在地： 団体名： 代表者： (印)
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	〈構成団体〉 所在地： 団体名： 代表者： (印)
	〈構成団体〉 所在地： 団体名： 代表者： (印)
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	契約の日から契約終了後3か月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の受託者とならなかった場合はただちに解散します。また当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に大牟田市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委 任 事 項	1 受託者の指定の申請に関する件 2 契約に関する件

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて作成してください。

(書式 4)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

事業者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在：

電話番号：

FAX番号：

Eメールアドレス：

担当者氏名：

参加辞退届出書

事業等の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業

上記のプロポーザルにつきまして、参加を辞退します。

(辞退理由)

(弊社の都合による。など)

(書式 5)

令和 年 月 日

大牟田市長 宛て

提案者名称

代表者氏名

連絡先

事務所の所在：

電話番号：

FAX番号：

Eメールアドレス：

担当者氏名：

企画提案書類提出届

事業等の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業

上記のプロポーザルにつきまして、実施要領に基づき、以下の書類を提出します。

1. 企画提案書（正本 1 部、副本 8 部）

令和 年 月 日

大牟田市長宛て

事業者名称

連絡先

事務所の所在：

電話番号：

FAX番号：

Eメールアドレス：

担当者氏名：

公募型プロポーザルに関する質問書

1 事業等の名称

大牟田市電気自動車用充電設備等導入事業

2 質問内容

質問箇所（該当頁等）※	内容

※「実施要領（P1）7.（1）」等、質問箇所を特定してください。

※ 質問は、質問箇所ごとに別葉で作成してください。

(別紙)

最優先交渉権者協議要領

1. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
 - ① 業務に関する仕様書
 - ② 業務に関する契約書
 - ③ その他契約書に必要な図書類
2. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
3. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。
4. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。